

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第4号 令和3年3月30日発行



専門職向け研修会を開催しました

2月12日(金)、岩手教育会館において、専門職の皆様を対象に「身上保護・意思決定支援を重視した成年後見のため」と題して、研修会を開催しました。

認知症、知的な障がいなどのため判断能力が不十分であっても誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう成年後見制度が適切に利用できる仕組みづくりが急がれています。今、こうした方々の生活を守り、権利を擁護する重要な手段として制度が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう特に「身上保護・意思決定支援」を重視した支援への取り組みが求められています。

この研修会は、盛岡広域において成年後見人等の6割以上を担っている専門職や関係する皆様に、身上保護・意思を尊重した成年後見の大切さについて理解を深め、その実践について共有化していくことを目的に開催しました。

講師には、「認知症になっても障がいがあっても一人の尊厳ある人として社会が支えていくこと」の必要について発言され、身上保護の大切さを主張されてこられている池田恵利子氏(いけだ権利擁護支援ネット代表)をお招きしました。

研修会レジメの一部を掲載させていただきます。

誰のための後見人なのでしょう？

貴方は、誰のために何のために後見人を務めようとしていますか？

本人をないがしろにせず、本人と向き合って話を聴き、その意思をかなえようとしていますか？

意思決定支援は、このことについてあらためて考え、「そうでなかったかも」と気付かせることから始まります。**これが権利擁護の第一歩**です。

自分のこれまでの(後見)支援の場面を振り返ってみましょう。様式等押し付ける気はありませんが、これらはどういう視点が足りなかったのか、何をすべきだったのかを見つける鍵になります。

これからの支援に役立てましょう。(池田先生のレジメから)

～池田恵利子先生のプロフィール～

苦情申立て等アドボカシー活動に関わり虐待対応や身寄りのない方への後見人活動、オンブズパーソン等、幅広く権利擁護活動に幅広く取り組んできた独立型ソーシャルワーカー(社会福祉士)です。

成年後見制度創設時には、制度と福祉との関連を深めることに尽力し、日常生活自立支援事業の創設にも関わっておられます。2018年策定の厚労省「意思決定支援ガイドライン」策定委員も務められています。

研修会の様子



参加者からのアンケートから(抜粋)

1. 研修会に参加した動機(複数回答)

- ①研修会のテーマに関心があったから(40人)
- ②後見人活動の参考としたいから(35人)
- ③業務の参考にしたいから(31人)

2. 感想等

- ・ご本人の人生にかかわる重要性を再確認しました。
- ・とても有意義な研修会でした。意思決定支援の大切さを実感しました。
- ・「自分ことをとらえる」「本人をないがしろにしない」「とことん本人側の人間であってほしい」なかなかのキーワードに触れ、有意義な研修会でした。
- ・「意思決定支援のアセスメントシート」は、すぐに活用したいと思いました。昨年10月に公表されたガイドラインに加え、医療行為に関わる意思決定支援のガイドラインがあることを知ったので後程、熟読したいと思います。

.....
上記をはじめ、たくさんご感想と貴重なご意見を頂戴しました。ありがとうございました。

盛岡地域市民後見人情報交換会を開催しました

3月5日（金）、岩手教育会館において市民後見人情報交換会を開催しました。当日は、既に受任し、活動中の市民後見人5名、今後の受任が予定されている4名（推薦者）、さらに専門職（弁護士、社会福祉士）や盛岡市の担当者にも参加していただきました。



市民後見人として活動中の皆さんからは、実際に後見業務に携わって改めて「責任の重さを感じているがやりがいも感じている」とのお話がありました。一方、コ

ロナ禍で面会が制限され、被後見人ご本人の思いをくみ取れずもどかしいとお話もありました。

また、実務的な課題として、交通費等活動にかかる経費や後見報酬のこと、損害賠償責任保険のこと等があげられ、出席した専門職の助言もいただきながら情報交換しました。

これから受任予定の皆さんからは、役割が果たせるか不安であるなど、率直なご意見もありましたが、活動中の方々のお話をお聞きし、受任に向けての心の準備ができた様子でした。

市民後見人の良さは、被後見人ご本人と同じ地域に住み、暮らしている生活者としての感覚で後見を行うところにあります。そして、後見業務を適切に行うためには、知識や技術の習得はもちろん必要ですが、何よりも大切なのは、ご本人に寄り添い、ご本人と一緒に考えていくことです。

市民後見人の皆さんが、地域において着実に活動を進められるよう、当センターでは、今後もこの情報交換会を定期的開催し、活動をサポートしていくこととしています。

盛岡地域市民後見人養成の研修を行いました

○フォローアップ研修

2月1日（月）、2日（火）の2日間に渡り、岩手県水産会館において、市民後見人養成フォローアップ研修を行いました。

この研修は、市民後見人養成講座の修了者を対象に、より実践的な研修を通じて、成年後見業務を行う上で必要となる専門的な知識・技術を身に付けるとともに、社会規範や倫理性の理解を深め、市民後見人として活躍できる人材の養成につなげることを目的として実施しているものです。



今年度は、養成講座修了者16名の方にご参加いただきました。

研修では、「人権擁護」や「代理・取消・同意」の法律的な解釈について弁護士の先生から、「意思決定支援」や「支援の実際」について社会福祉士の専門職等の方々からお話をいただきました。基礎講座をより深めた専門的な内容でしたが、参加者の皆さんはいずれの講義にも真剣に耳を傾けていました。

なお、例年は、施設を訪問して、後見の実際の場面を見学していただく等の体験研修も行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、見送りとなりました。次年度は、是非、実現できることを事務局としても願っています。

○定期研修

2月26日（金）、岩手教育会館において市民後見人養成定期研修を行いました。この研修では、市民後見人養成講座の修了者を対象に定期的に学習する機会を設けることにより、市民後見人として活動する際に必要となる知識・技術の更なる向上を図ることや活動意欲の保持につなげることを目的としています。

当日は、養成講座修了者50名の方にご参加いただきました。

研修の前半は、活動中の市民後見人の方から受任から現在に至るまでの活動の流れや活動する上で大切にしていること等について、具体的に報告をいただきました。後半は、二戸市のカシオペア権利擁護支援センターの小野寺幸司所長を講師に9つのグループに分かれ事例検討を行いました。どのグループでも熱心な話し合いが行われ、地域を支える市民後見人としての活躍が期待されている皆さんの熱い思いを感じたところでした。皆さん、お疲れ様でした。



「成年後見人等の報酬に関するアンケート調査」結果

成年後見制度が必要としている方の利用を促進していくいろいろな条件、仕組みづくりに資することをねらいとして、盛岡広域において成年後見人等の6割以上を担っている弁護士、司法書士、及び社会福祉士を対象に、法定後見事案についての受任の段階から報酬付与申立て、及び報酬助成などの実態について把握することを目的に、令和2年12月に調査を実施しました。

この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた岩手弁護士会、リーガルサポートいわて、ばあとなあ岩手、そしてお忙しい中、ご回答をお寄せいただいた皆様に感謝を申し上げます。

今号では、アンケート調査の一部「受任の状況について」を掲載します。

1 アンケート調査回答者

65名

2 受任状況

回答者のうち95%に当たる62名が受任しており、受任総件数は285件となっている。
首長申立件数は、56件で19.6%となっている。

区分	認知症高齢者	障がい者	その他・不明	総件数
受任件数	178件	99件	8件	285件
(うち首長申立)	(35件)	(20件)	(1件)	(56件)

3 受任者1名当たりの受任件数

1名当たりの平均は、4.6件であった。

1名で受任している件数の階層区分別は、下表のとおりとなっている。

階層区分	1～2件	3～5件	6～10件	11～15件	16件以上
回答者数	26名	19名	10名	3名	4名

4 今後、新たな受任の可能性

1～3件であれば60%近くの回答者が受任「できる」としている。

一方、新たな受任ができないとする回答者は、「現在の受任件数が多い」「仕事との両立が困難」等を理由として挙げている。

5 生活保護受給者や低所得等の方の受任

45名(73%)の回答者が受任している。

また、報酬が見込めないなどの理由で「受任を見合わせたことがある」と回答したのは5名であった。

盛岡広域成年後見センターで受理した相談について

当センターでは、昨年4月に開所以来、電話相談、来所相談の他、施設やご自宅を訪問しての相談も行ってきました。この1年間で約400件の相談をお受けしました。

相談の内容としては、「制度内容」や「申立手続き」、「財産管理」が多くを占めています。

具体的には、「通帳を紛失し、金融機関に再発行に行くことがたびたびある」

「銀行から後見人をつけるよう言われた」「入院費用を家族が立替えているが本人の

預貯金から支払いたい」「施設に入所予定だが保証人になれる親族がない」「遺産

相続や自宅等不動産の処分をするのに後見人が必要」「金銭管理が苦手で、勧められるままに契約してしまう」

「判断能力が低下した時に備えて後見人を決めておきたい」「家庭裁判所に提出する書類の書き方を教えて欲しい」など、その内容は様々です。

相談に来られる方は、家族・親族が多く、次いで地域包括支援センター等の福祉関係機関です。

ご自身のことでの相談に来る方も少なくありません。

相談にあたっては、正確で丁寧な説明を心がけています。また、来所された相談者に対しては、相談しやすい雰囲気となるよう心がけています。申立を行うケースに対しては、手続きが円滑に進められるよう、書類の作成支援等にも対応しています。

今後も、相談者の方々と信頼関係が築けるよう真摯に相談に向き合い、利用してよかったと思われる制度

利用につながるよう、努めて行きたいと思っております。

今後、相談者の方々と信頼関係が築けるよう真摯に相談に向き合い、利用してよかったと思われる制度

利用につながるよう、努めて行きたいと思っております。

今後、相談者の方々と信頼関係が築けるよう真摯に相談に向き合い、利用してよかったと思われる制度

利用につながるよう、努めて行きたいと思っております。

今後、相談者の方々と信頼関係が築けるよう真摯に相談に向き合い、利用してよかったと思われる制度

利用につながるよう、努めて行きたいと思っております。

今後、相談者の方々と信頼関係が築けるよう真摯に相談に向き合い、利用してよかったと思われる制度

利用につながるよう、努めて行きたいと思っております。



この1年を振り返って

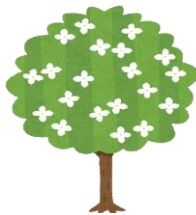
令和2年4月盛岡広域成年後見センターの運営業務を開始してから、1年になろうとしています。

認知症、知的障がいなどの方の生活を支える成年後見制度の利用を進める中核機関として盛岡広域の5市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町）が共同で設置した趣旨に沿いながら、制度が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう運用の改善を図ることを基本目標に掲げ、広報・啓発、相談、利用支援、後見人支援、及び地域連携ネットワークづくりのための業務を推進してきました。

具体的な業務では、成年後見制度が暮らしに活かしていけるよう市民向けの講演会、出前講座や相談会の開催、ポスターやチラシの作成・配布を行うとともに、成年後見人の6割以上を担っている専門職等向けの研修会を通じて、身上保護、意思決定支援を重視した支援の実践について呼びかけを行いました。

こうした取り組みもあり、相談件数にみられるように年度の後半になって急速に相談が増加してきています。こうした相談の中から、支援や運用改善が必要な課題が明らかになってきたように思えます。

今後は、この1年間に取り組んできた中での様々な課題の整理と課題解決のため、地域連携ネットワークを構成する関係機関や団体の皆様と共同して取り組んでいくことがより一層必要であると考えています。



ポスター・チラシを作成しました

認知症や知的障がいなどの方々が安心して生活していく支えとして成年後見制度を広く知っていただきたく普及・啓発ポスター、チラシを作成しました。5市町・社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、金融機関、医療機関等へ送付しましたので、ご活用をお願いします。

高齢者や障がい者の安心な生活サポートに
成年後見制度
の利用を 考えませんか

事業のご案内 - 啓発・相談活動 -

- 電話や事務所内での相談
成年後見制度の内容・利用方法や手続きなどについて、わかりやすくお答えします。
- 出前講座や相談
福祉施設や集会所等に出向いて、成年後見制度について、わかりやすくお話しして、ご相談も受け付けます。
- 親族後見人や市民後見人の活動相談
親族や市民後見人の活動について、電話や事務所内でご相談をお受けします。

利用案内

- 電話 019-626-6112
【受付時間】平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝祭日を除く）
- 時間 電話相談：月曜日～金曜日 9時30分～17時30分
来所相談：月曜日～金曜日 9時～17時
※岩手教育会館内各事業科の窓口・1階受付待合室にて受付します。
- 休日 土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始
- 場所 岩手教育会館2階
「成年後見センターもりおか」事務所内
最寄りのバス停
「盛岡城跡公園」「中央通一丁目」「盛岡川徳前」「映画館通

盛岡広域成年後見センター
〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号（岩手教育会館2階）
特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか 内

成年後見制度の相談について

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。

相談方法 ① 電話相談

② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）

③ 出前相談（来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

来所相談や出前相談を

ご希望の場合は、事前にご予約をお願いします

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>



地図

盛岡広域成年後見センターの最寄りバス停

① 盛岡城跡公園バス停 ③ 映画館通バス停
② 盛岡川徳前バス停 ④ 中央通一丁目バス停 (岩銀本店前)